# 【令和7年度】

# 分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業 助成金申請の手引き (エコジョーズ・エコフィール)

Ver.3.1

# 【必読】

# 申請をご検討されている皆様へ

※本事業の助成対象者は「管理組合、管理組合法人、リース事業 者」になります。分譲マンションにお住まいの個人の方は申請対象外 になりますので、管理組合等にご相談ください。

※都及び公社の他の同種の助成金「東京ゼロエミポイント」等の<u>交付</u>を重複して受けることはできません。

ご購入時のポイント付与等、ご注意ください。

事前申込期間:令和7年5月30日から令和10年3月31日まで 交付申請実績報告受付期間:令和7年6月30日から令和11年3月30日まで

### 【お問い合わせ先・申請書類の提出先】

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京) 分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業担当

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 17階

TEL: 03-5990-5086

受付時間:平日 9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

HP:https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/bunjo-ecojf/r7-bunjo

- 当手引きは、実施要綱及び交付要綱に基づき、助成金交付の対象や手続き上の 主な注意点を具体的に説明するものです。
- 申請者及び手続代行者におかれましては、実施要綱及び交付要綱並びに 当手引きについて十分ご確認いただいた上で、助成金申請を行ってください。
- 当手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに 公社の定めるところにより運用されます。
- 電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。通話料がかかります。
- 申請は PC から行ってください。スマートフォンからの申請について、動作確認は 行っておりません。

# 目次

助成金を申請される皆様へ	4
更新履歴	5
申請手続きの流れ	6
1.1 事業概要	
1.2 助成対象者 (交付要綱第3条参照)	9
1.3 本事業の実施期間 (交付要綱第7条/13条参照)	10
1.4 助成対象機器 (交付要綱第6条参照)	11
1.5 機器経費 (実施要綱第5条参照)	
1.6 助成金の交付額 (交付要綱第 11 条参照)	13
1.7 本助成金の事前申込 (交付要綱第7条参照)	
1.8 本助成金の交付申請 (交付要綱第 12条/13条参照)	
1.9 手続代行者 (交付要綱第 14 条/15 条/35 条参照)	
1.10 助成金の交付決定及び交付額の確定 (交付要綱第 16 条参照)	
2.1 助成金交付の条件 (交付要綱第 17 条参照)	
2.2 管理、譲渡等の報告等 (交付要綱第 9 条/10 条/21 条/22 条/23 条参照)	
2.3 処分の制限 (交付要綱第 25 条参照)	
2.4 交付決定の取り消し(交付要綱第 26 条参照)	
2.5 不正手続き等に対する措置 (交付要綱第26条の2参照)	
2.6 助成金の返還 (交付要綱第 27 条参照)	
2.7 違約加算金及び延滞金 (交付要綱第 28 条/第 29 条参照)	
2.8 他の助成金等の一時停止等 (交付要綱 30 条参照)	
2.9 個人情報の取り扱い (交付要綱第34条参照)	
2.10 申請方法 (交付要綱第7条/12条参照)	
2.11 申請書類を作成いただく前に (留意事項:必ずお読みください。)	22
(参考)関連ホームページのご案内	23

### 助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という)が実施する分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの助成金に係る不正行為に対しては厳正に対処いたします。

分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2. 助成対象等の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器等の管理状況等について調査することがあります。
- 3. 公社は、申請者及び手続代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを 行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該 関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の 内容を公表します。
- 4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率 10.95%)を加えて返還していただきます。

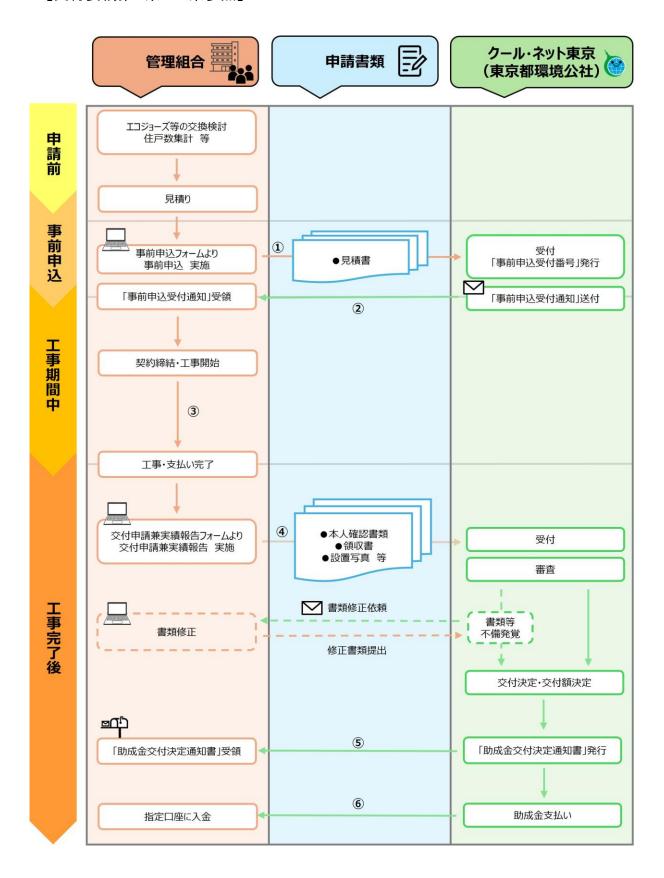
公益財団法人 東京都環境公社

# 更新履歴

No.	版	更新日	更新項目	主な更新内容
1	1.0	2025/5/30	_	新規作成
2	2.0	2025/6/30	1.6 助成金の 交付額	再生可能エネルギー電力メニューの 対象メニュー確認方法を追記
3	3.0	2025/9/1	2.1 助成金交付 の条件 2.3 処分の制限	区分所有者への助成金還元、処分の制限に関して追記
4	3.1	2025/10/30	1.6 助成金 の交付額	再生可能エネルギー電力メニューの加算対象 メニュー追加
5				
6				
7				
8				
9				
10				

# 申請手続きの流れ

### 【交付要綱第7条/13条参照】



- ① 申請者は助成対象機器を購入、設置契約を行う前に事前申込を行ってください。 事前申込期間は令和7年5月30日から令和10年3月31日です。
  - ※ 売買契約書等の契約日が令和7年3月31日以前の場合は助成対象外です。
  - ※ なお、<u>売買契約が令和7年4月1日から令和7年6月30日までの場合は助成対象</u>となります。 その場合は**令和8年3月31日までに事前申込**を行ってください。
  - ※ 申請書作成日ではなく、申請書受付日が基準になります。

#### 【注意事項】

事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は同じにしてください。 事前申込を電子申請した場合は、交付申請兼実績報告も電子申請で提出する必要があります。

- ② 公社は事前申込受付通知をお送りします。
  - ※ 受付通知日以降から工事契約が可能となります。
- ③ 工事契約、工事着手、工事代金支払を行ってください。
- ④ 交付申請兼実績報告を行ってください。
  - 1. 事前申込受付日から1年以内
  - 2. 令和 11 年3月 31 日
  - のいずれか早い日付までに申請をしてください。
  - ※ 事前申込から1年以内に申請ができない場合は当該事前申込を無効とします。
  - ※ 助成対象機器の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他 その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなします。
- ⑤ 公社で交付申請兼実績報告書を審査し、交付決定通知書を郵送します。
- ⑥ 交付決定通知書の送付から1~2か月程度で、公社より助成金をお振込みします。 支払い日の連絡はしませんので、予めご了承ください。

### 1.1 事業概要

<分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業について>

分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業(以下「本事業」という。)とは、公社が令和7年度から令和11年度において、東京都内(以下「都内」という。)の分譲マンションに交換設置されるエコジョーズまたはエコフィール(以下「エコジョーズ等」という。)に対して、その経費の一部を助成することにより、導入促進を図ることを目的としています。

この事業の実施については、「分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業 実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)及び「分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業助成金 交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

### <事業スキーム>



- ●都の出えん金による基金造成 都は、本事業の原資を公益財団法人東京都環境公社に出えんし、公社は、この出えん金により基金を造成します。
- ●基金を活用した助成事業

公社は、基金を原資として、都内の分譲マンションに助成対象となるエコジョーズまたはエコフィールを交換設置された管理組合等に対して、その設備に必要な経費の一部を助成する。

# 1.2 助成対象者 (交付要綱第3条参照)

本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる設備(以下「助成対象設備」という。)を所有する、次の者になります。

- 助成対象設備を都内の既存分譲マンションに新規で設置する管理組合
- 助成対象設備を都内の既存分譲マンションにリース等により個人又は法人に対して貸与する者(当該システムを貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。)
- 交付申請時に、都及び公社が本事業における今後の施策検討に、活用するために求める助成対象 設備設置住宅及び世帯に関する情報を提供することが可能であり、当該情報提供結果の統計につい て都又は公社が公表することに同意する者であること。

なお、国及び地方公共団体等の公的な団体は、助成金交付の対象とはなりません。

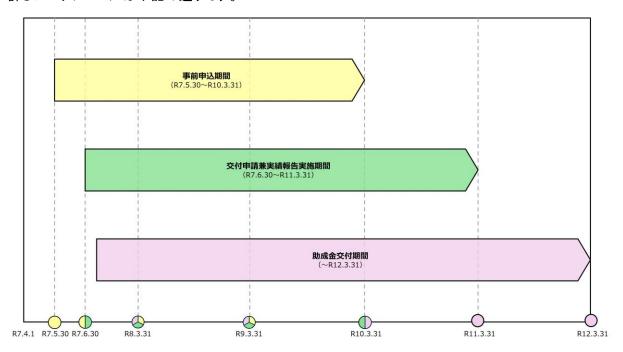
- ※ 助成対象設備について、都及び公社の他の同種の助成金「東京ゼロエミポイント」等の交付を重 複して受けていない者であること。
- ※ リース等により対象機器を設置した場合は、当該設備の所有権を有するリース事業者等を助成対象者とします。
- ※ 実施要綱で記載されている「リース等」の契約及び交付要綱に記載されている機器貸与という表現については、契約の名称または契約当事者の呼称にかかわらず、貸主等(リース契約の貸手、または利用者との利用契約に基づき対象機器を使用させる事業者)が機器を代わりに購入して借主等(リース契約の借手、または事業者との利用契約に基づく機器の利用者)に使用させ、借主等は、当事者間で合意した当該機器の使用料を貸主等に支払うものであればよいものとします。
- ※ 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切 であると認められる者である必要があります。
- ※ 対象機器を設置する方は、設置場所、メンテナンスの時期等について、設置業者から十分な説明を受けてください。

# 1.3 本事業の実施期間 (交付要綱第7条/13条参照)

本年度からの助成金の交付申請の募集は令和7年6月30日から令和11年3月31日まで、助成金の交付は令和7年度から令和11年度まで行います。

※交付申請兼実績報告の申請は事前申込受付日から1年以内に行ってください。

詳しいスケジュールは下記の通りです。



- ※ 売買契約が令和7年4月1日から令和7年6月30日までの場合は、 契約締結後の事前申込を認めます。
  - その場合は、令和8年3月31日までに事前申込を行ってください。
- ※ 本事業は令和 11 年度までありますが、受付は年度ごとに設定しています。

### 1.4 助成対象機器 (交付要綱第6条参照)

助成対象は、以下の全ての要件に適合するものとします。なお、助成金の交付決定に当たっては、「2.1 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

また、助成対象機器について、都及び公社の他の同種の助成金(東京ゼロエミポイント等)の交付は重複して受けることはできません。

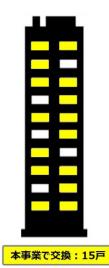
#### ■助成対象要件(エコジョーズまたはエコフィール共通)

- 未使用品であること。
- 国が実施する賃貸集合給湯省エネ事業に登録されている製品であること。 対象機器の検索

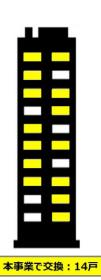
- 都内の既存分譲マンションに新規に設置されたものであること。
- 住棟内の4分の3以上の住戸において、助成対象設備へ取り替えること。 ただし、既にエコジョーズまたはエコフィールを設置している住戸は総戸数から除くことができる。

※ 事前申込前に契約締結し、交付申請兼実績報告時までに個人で交換設置が完了する住戸は、 既に助成対象設備を設置している住戸として、総住戸数から除くことができます。

**(例)総住戸数:20戸** 



20戸中15戸交換で 3/4以上となるため、 助成対象になる



20戸中14戸交換で 3/4未満となるため、 助成対象外になる



既に設置済み:4戸 本事業で交換:12戸

交付申請兼実績報告までに4戸設置済みのため、 総住戸数を16戸にすることができる。 16戸中12戸交換で 3/4以上となるため、<mark>助成対象になる</mark>

### 1.5 機器経費 (実施要綱第5条参照)

本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象機器の機器費及び設置に係る工事費(以下「機器経費」という。)であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。 具体的には次の経費になります。

#### <エコジョーズ等機器経費>

助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費(消費税及び地方消費税は除く)。

費目	助成対象機器経費
機器費	<ul><li>助成対象事業に必要な本体機器(エコジョーズまたはエコフィール、カバー等)の設置に必要な経費</li><li>付属機器(助成対象事業の実施に不可欠な配管等)</li></ul>
工事費	● 助成対象事業の実施に不可欠な配管等

費目	助成対象 <b>外</b> 機器経費				
代表的なもの	助成対象外機器経費				
	<ul><li>● 室内機に関するもの(床暖房機器費、床暖房に関わる工事費など)</li><li>● 利便性向上や快適性向上のために、標準装備品からのグレードアップに資する オプションの費用</li><li>● 助成対象機器の輸送・運搬費</li></ul>				

#### ※キャッシュバックについて

本申請につきましては原則、助成額をキャッシュバック等(注)に利用しないでください。契約を締結するにあたり、キャッシュバックの利用を予定されている場合は、その額は機器経費(助成対象経費)から除いてください。 なお、商品券、ポイント等の現金同等物での還元も同様とします。

(注)「キャッシュバック等」とは、キャッシュバックや協賛金(工事実績のHP掲載に対する謝礼等)等の名目で、設備等の購入者や工事の発注者に対して購入額の一部又は全額に相当する金額を払い戻すものであり、購入額を実質的に減額又は無償とするものです。

### 1.6 助成金の交付額 (交付要綱第 11 条参照)

本助成金の交付額は、次に定める金額とする。

ただし、助成金の交付額が助成対象機器の機器費及び設置に係る工事費を超えない範囲において 交付するものとする。また、機器経費について他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合に あたっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が機器経費を超えない範囲において交付する ものとする。

- ア 追い焚き機能がある場合 1台当たり 70,000 円
- イ 追い焚き機能がない場合 1台当たり 50,000 円
- ウ 別表に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合 ア又はイに 30.000 円を加えた額
- ※ 本助成金の交付額は、エコジョーズ及びエコフィール共に同額とする。
- ※ 再生可能エネルギー電力メニュー導入における増額申請時の注意事項

再生可能エネルギー電力メニュー導入における増額申請は、交付申請兼実績報告までに導入 済み、もしくは契約済みであることが要件です。交付申請兼実績報告時に導入済み、もしくは契約 済みであることが証明できる書類をご提出いただく必要がございます。

交付決定後に増額分を追加で申請することはできません。

#### 別表

#### 対象メニュー

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再工ネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業)交付規程 別表3 【再生可能エネルギー100%電力調達】①(2)の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー

再エネ 100%電力調達要件について | 大気環境・自動車対策 | 環境省

※【手法2】再エネ電力メニューについて「再エネ 100%電力メニュー一覧」の PDF より、ご確認ください。

1

#### 【対象メニューの確認方法】



(再エネ 100%電力メニュー一覧 一部抜粋・編集)

※本事業で増額申請対象となる電力メニューは、<u>【供給対象:個人/供給エリア:関東】</u>であるものです。

東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」又は、九都県市首脳会議「再生可2 能エネルギーグループ購入事業」で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの

#### 別途都が指定するもの

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第9条の6第 2項に基づき知事が公表するもののうち、「東京都エネルギー環境計画書制度 メニュー別一覧 表」に掲載された電力メニュー

#### 計画書・報告書の公表 | エネルギー供給事業者における対策 | 東京都環境局

※2025 年度「電力メニュー別の実績値一覧表」の Excel より、ご確認ください。



※本事業で増額申請対象となる電力メニューは、【R7 計画】のシートで【再エネ利用率 100.00%】 と記載されているものです。

※対象メニューは順次更新されていきます。

## 1.7 本助成金の事前申込 (交付要綱第7条参照)

- ① 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下、「助成対象者」という。)は、助成対象機器の売買契約又はリース等の契約(以下「契約等」という。)を締結する前に事前申込書(誓約事項を含む)及び見積書を公社に電子申請を利用して提出するか、または書面にて公社に提出してください。
- ② 事前申込 受付期間

令和7年5月30日から令和10年3月31日(郵送:17時公社必着、電子申請:当日17時まで)

- ※ただし、令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に契約締結又は契約締結及び 工事をした場合は令和8年3月31日までに事前申込を行ってください。
- ③ 事前申込有効期限

#### 事前申込受付日から1年以内です。

ただし、その日が有効期限令和 11 年3月 31 日より後の場合は、令和 11 年3月 31 日までに申請を してください。

### 1.8 本助成金の交付申請 (交付要綱第12条/13条参照)

事前申込有効期限内に交付申請兼実績報告書が提出されない場合、その事前申込は無効となります。また、申請をした事前申込を廃止したい場合は別途ご相談ください。

- ① 事前申込を行い、本助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「交付申請者」という。)は、助成金交付申請兼実績報告書及び交付要綱の別表1または2に掲げる書類を、③の期限内に電子申請を利用して提出するか、または書面(第5号様式)にて公社に提出してください。
  - ※交付申請兼実績報告は事前申込と同じ方法で提出してください。

(事前申込を電子申請した場合は交付申請兼実績報告書も電子申請で提出する必要があります。)

- ② 助成金交付申請兼実績報告書 受付期間 令和7年6月30日から令和11年3月31日(郵送:17時公社必着、電子申請:当日17時まで)
- ③ 交付申請兼実績報告 申請期限

交付申請の受付期間は以下のいずれか早い日までに申請してください。

- ア 事前申込有効期限
- イ 令和 11 年3月 31 日
- ※ 助成対象機器の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなします。
- ④ 交付申請に係る不備について、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたします。 不備のないよう、よくご確認ください。
  - ※助成対象者又は手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して6ヶ月以内に当該不備の 修正を行わないとき又はご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類等は破棄させていた だきます。ご注意ください。
- ⑤ 過去に東京都及び公社の助成金の交付を受けているエコジョーズ等について、重複申請を受理する ことはできません。

### 1.9 手続代行者 (交付要綱第 14 条/15 条/35 条参照)

助成対象者は、本手引き「1.7 本助成金の事前申込」及び「1.8 本助成金の交付申請」による助成金の申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の申請に係る手続の代行を行う者(以下、「手続代行者」という。)は、交付要綱及びその公 社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進でき るよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- ※ 公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、助成対象者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施してください。
- ※ 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- ※ 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受付けませんのでご注意ください。
- ※ 公社は、申請者、手続代行者、施工会社等の間で生じる問題に関して関与いたしません。また、 区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様となります。

### 1.10 助成金の交付決定及び交付額の確定 (交付要綱第 16 条参照)

公社は、「1.8 本助成金の交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及 び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内 で、本助成金の交付額を確定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付し、1か月から2か月程度 で助成金を支払います。

- ※ 助成金交付決定通知は封書で郵送にて行います。
- ※ 送付先は、原則助成対象者宛となります。対象機器の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、 使用者宛には送付されませんのでご注意ください。
- ※ 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。
- ※ 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知を 受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、申請の撤回をすることができます。(交付要綱第 18 条参照、交付申請撤回届出書(第8号様式))
  - なお、一度申請を撤回した対象設備については、再申請はできませんのでご了承ください。

### 2.1 助成金交付の条件 (交付要綱第 17 条参照)

助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第 17 条を参照してください。

#### ① 補助金等の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都及び公社の他の同種の助成金等の交付を重複して受給しないこと。

### ② 現地調査への協力

公社は、対象機器の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。申請者は、対象機器を使用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(<u>助成金事前申込に記載されている<誓約</u>事項>を必ずご確認ください。)

#### ③ 公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

#### ④ 助成対象住宅の所有者の承諾

助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。

#### ⑤ 安全性等の確認

助成対象機器について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象機器の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

#### ⑥ 助成対象機器設置時の騒音・振動の配慮

助成対象機器の設置に当たっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守してください。

#### ⑦ 成果の検証等の調査協力及び普及啓発の実施

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が 50%を超える法人については、公社又は東京都から要請があった場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し提供することとします。また、

公社又は東京都から要請があった場合には、住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発を 実施することとします。

⑧ 再生可能エネルギー電力メニューの契約期間

再生可能エネルギー電力メニューの導入または契約により、助成額を増額申請する助成対象者は、 処分制限期間の6年が経過するまで、継続して再生可能エネルギー電力メニューに契約してください。

#### <区分所有者が契約・支払う場合>

管理組合(法人)は、公社より助成金を受けた後、助成対象設備の設置に係る機器費及び工事費を 支出した区分所有者へ適正かつ速やかに還元してください。

### **2.2 管理、譲渡等の報告等** (交付要綱第9条/10条/21条/22条/23条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象機器の管理を行い、②~④に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 助成事業者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければなりません。
- ② 相続、法人の合併、分割により事前申込者の地位承継があった場合に、事前申込者としての地位を継続して保持しようとする者(以下「一般承継事業者(事前申込者)」という。)は、「一般承継による事前申込者地位承継届出書(第1号様式)」を公社へ提出をしなければなりません。
- ③ 事前申込者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により事前申込者の地位の承継を行おうとする場合、「契約等による事前申込者の地位承継承認申請書(第2号様式)」を公社へ提出しなければなりません。
- ④ 助成事業者は、個人にあっては氏名、住所、法人及び管理組合にあっては名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書(第9号様式)を提出しなければならない。
- ⑤ 対象機器が相続、法人の合併又は分割により地位を継続して保持しようとする者(一般承継事業者)は、速やかに「一般承継による助成事業者の地位承継届出書(第 10 号様式)」を公社へ提出しなければなりません。(ただし、助成対象機器の設置日から処分制限期間が経過するまでの期間後に一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合を除く。)

また、地位を辞退する場合には、速やかに「一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書(第 11 号様式)」を公社へ提出をしなければなりません。

本助成金が支払われる前に辞退の申請を受けた場合は助成事業を廃止し、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に「一般承継による助成事業者の地位承継辞退承認通知書(第 12 号様式)」を通知します。また、本助成金が支払われた後に辞退の申請を受けた場合は、公社は辞退者へ助成金等交付財産の処分承認基準(平成 26 年4月1日付 26 都環総地第6号)第3条第2項に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求します。

請求を受けた辞退者は速やかにこれを納付しなければなりません。

公社は、算出金の納付を受けて、辞退者に「一般承継による助成事業者の地位承継辞退承認通知書(第 12 号様式)」を通知します。

- ⑥ 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合は、速やかに、「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第 13 号様式)」を公社に提出しなければなりません。ただし、処分制限期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除きます。公社は、申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合は、契約等による助成事業者の地位承継 承認通知書(第 14 号様式)により、不承認とする場合は契約等による助成事業者の地位承継不承認通知書(第 15 号様式)により、申請者に通知します。
  - ※ 対象機器の処分制限期間は以下のとおりです。

エコジョーズ(6年)

エコフィール(6年)

※ 助成事業者は、対象機器の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

### 2.3 処分の制限 (交付要綱第25条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象機器の処分について制限がありますので、ご注意ください。

- ① 助成事業者は、公社の承認を受けないで、対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはなりません。ただし、助成対象機器の設置日から処分制限期間経過した場合はこの限りではありません。
- ② 助成事業者は、①の承認を受けようとするときは、あらかじめ、「取得財産等処分承認申請書(第 16 号様式)」を、公社に提出するものとします。
- ③ 公社は、②の申請を受けたときは、速やかに①の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の 内容を②の申請をした者に通知するものとします。

#### <区分所有者が契約・支払う場合>

- ※ 管理組合(法人)は、区分所有者に対して、①~③の説明を適切に実施してください。
- ※ 処分が発生する際は、管理組合(法人)は、区分所有者より算出金の徴収を行い、公社に納付 してください。

### 2.4 交付決定の取り消し (交付要綱第 26 条参照)

助成事業者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

- ① 助成事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- ② 助成事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき
- ③ 交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき

# 2.5 不正手続き等に対する措置 (交付要綱第26条の2参照)

公社は、交付申請者、助成事業者、手続代行者又は施工業者が、偽りその他不正の手段により本助成金の交付に関する手続きを行い、又は当該手続きその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じる場合があります。また、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして措置を行います。

- ① 第 16 条第2項の規定による本助成金の不交付の決定、第 26 条第1項の規定による交付決定の取消し、第 27 条第1項の規定による本助成金の返還の請求及び第 28 条第1項の規定による違約加算金の納付の請求。
- ② 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、 一定の期間、助成対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。
- ③ 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

### 2.6 助成金の返還 (交付要綱第27条参照)

- ① 助成事業者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- ② 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、「1.6 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。

- ③ 助成事業者は、①及び②により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- ④ 返助成事業者は、③の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、「助成金返還報告書(第 19 号様式)」を提出しなければなりません。

### 2.7 違約加算金及び延滞金 (交付要綱第 28 条/第 29 条参照)

- ① 公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、助成事業者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- ② 助成事業者は、①による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- ③ 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- ④ 助成事業者は、③による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

### 2.8 他の助成金等の一時停止等 (交付要綱 30 条参照)

公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

### 2.9 個人情報の取り扱い (交付要綱第34条参照)

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、及び地方公共団体等(以下「国等」という。)が行う助成金等その他補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該 国等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なし に、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

### 2.10 申請方法 (交付要綱第7条/12条参照)

本事業に係る手続きについては、原則、電子申請にて行ってください。

電子申請が難しい場合は、書類を郵送で公社へお送りください。到着まで追跡可能な方法にてご提出ください。原則として、申請書類の到着に関するお問合せに個別に回答することは出来かねます。

### 2.11 申請書類を作成いただく前に (留意事項:必ずお読みください。)

事前申込及び交付申請兼実績報告書類及び添付書類の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

- 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。
- **紙で提出された書類は原則返却できませんので、必ずコピー**をとった上で提出し、控えを 保管してください。
- 必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

#### <必要な許可等について>

次の事項を理解し、法令上必要な許可等を受けている必要があります。

- 建設業法では、税込 500 万円以上(建築一式工事にあっては、税込 1,500 万円以上)の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可を得なければならないと定められており、建設業の許可を受けずに税込 500 万円以上の工事を請け負った場合は建設業法違反となること。(建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事の場合、請負代金の額にかかわらず、許可は不要)
- なお、一つの工事を2以上の契約に分割して請け負う場合でも、各契約の請負代金の額の合計が税込500万円以上となる場合は、建設業の許可が必要。 (工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く。)。

# (参考)関連ホームページのご案内

・本事業 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/bunjo-ecojf/r7-bunjo

### 東京都 分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業 助成金申請の手引き

□発行・編集 令和 7 年6月 公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京)

> 〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階 TEL:03-5990-5086 受付時間: 平日 9:00~17:00 (12:00~13:00 を除く)